

ID: 0524

担当部署: 建設部 都市建設課

処分の概要	景観重要樹木の現状変更の許可		
法令名称 根拠条項	景観法 第31条第1項		
法令番号	平成16年法律第110号		
【基準】 法第31条第2項の規定により準用する法第22条第2項及び第3項の規定による。 (現状変更の規制) 第31条 何人も、景観行政団体の長の許可を受けなければ、景観重要樹木の伐採又は移植をしてはならない。ただし、通常の管理行為、軽易な行為その他の行為で政令で定めるもの及び非常災害のため必要な応急措置として行う行為については、この限りでない。 2 第22条第2項から第4項までの規定は、前項の許可について準用する。この場合において、同条第2項及び第3項中「景観重要建造物」とあるのは、「景観重要樹木」と読み替えるものとする。 (現状変更の規制) 第22条 2 景観行政団体の長は、前項の許可の申請があった場合において、その申請に係る行為が当該景観重要建造物の良好な景観の保全に支障があると認めるときは、同項の許可をしてはならない。 3 景観行政団体の長は、第1項の許可の申請があった場合において、当該景観重要建造物の良好な景観の保全のため必要があると認めるときは、許可に必要な条件を付することができる。 4 第1項の規定にかかわらず、国の機関又は地方公共団体が行う行為については、同項の許可を受けることを要しない。この場合において、当該国の機関又は地方公共団体は、その行為をしようとするときは、あらかじめ、景観行政団体の長に協議しなければならない。			
標準処理期間	15日		
備考			
設定年月日	平成 31 年 4 月 1 日	最終変更年月日	年 月 日